

令和元年 第7回

教育委員会定例会会議録

令和元年7月9日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2524号  
令和元年第7回定例会

日 時 令和元年7月9日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	村 山 正 一
	教育企画担当課長	加 藤 豊
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教 育 総 務 係	藤 田 希代美

「議題等」

日程第1 請願

- 1 港区の教科書採択等に関する請願

日程第2 審議事項

- 1 港区スポーツセンターの臨時休館について
- 2 港区立みなと図書館への指定管理者制度導入について(案)
- 3 港区教育委員会事務局一般職員の退職について

日程第3 協議事項

- 1 幼児教育・保育無償化に伴う保護者負担金等への対応について(幼稚園関係)(案)

日程第4 教育長報告事項

- 1 令和元年第2回港区議会定例会の質問について

## 2 港区スポーツセンタープールの休止について

「開会」

○**教育長** ただいまから令和元年第7回港区教育委員会定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、港区私立幼稚園PTA連合会及び港区私立幼稚園連合会から、教育費保護者負担額の公私立幼稚園較差解消に関する要望書が教育長宛てに提出されました。お手元に配布しましたので、ご参照ください。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○**教育長** 日程に入ります。本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。

○**山内委員** はい。

○**教育長** まず本日の運営についてお諮りします。審議事項第3、議案第46号「港区教育委員会事務局一般職員の退職について」が追加の案件となり、人事に関する内容のため非公開での会議とし、日程を変更して教育長報告事項の後に審議したいと思います。以上のことについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○**教育長** ありがとうございます。ご異議がないようですので、審議事項第3については、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開とし、教育長報告事項の後に審議をいたします。

## 日程第1 請願

### 1 港区の教科書採択等に関する請願

○**教育長** 日程第1、請願に入ります。令和元年6月20日付で「港区の教科書採択等に関する請願書」が提出されております。本日は、請願代表者から趣旨説明の申し出がありましたのでお受けしたいと思います。

それでは「港区の教科書採択等に関する請願書」の代表者の方は請願者席にお越しいただきたいと思えます。

それでは、請願文を書記に朗読してもらいます。

○**書記** 港区の教科書採択等に関する請願書。

日頃、教育委員のみなさまには港区の教育の向上・発展のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、この度、2020年度から使用される小学校用教科書の採択に当たり、次の請願事項にご配慮をお願いします。

請願事項。

1、採択に当たっては、実際に教科書を使って子どもたちと学習する現場の先生がたの意見を尊重してください。また区民・保護者の意見にも、しっかり耳を傾けてください。

2、新しい教科書は、その多くがページ数が増え、子どもたちの負担増になるという懸念があり

ます。採択に際し、このことも考慮してください。

3、授業の流れを細かく規定している教科書を見受けます。児童の実態や教師の工夫を生かした実践を尊重してください。

4、道徳教科書の廣済堂あかつき版は前回と内容がほとんど変わらず、別冊つきで自己評価を書かせる仕組みになっていて、児童の負担も大きい。本当に使いやすいのか内容も含めて再検討を求めます。

5、英語の教科書は、早くから多くの単語が出てきて、覚えたりつづったりしなければならず、最初から格差を生むようなもの。英語の免許を持つ小学校教員は約5%と言われていますが、教員の養成、外部人材の確保が急務ではないでしょうか。来年度からの実施に向け、港区教育委員会の対応を教えてください。

請願理由。

1、港区の子どもたちに、学びがいのある教科書を渡し、充実した学校生活の中で、成長段階に合った人格の発達を図るため。

2、子どもの状態をよく知り、実際に教科書を使って授業を行う現場の教員が使いやすい教科書を採択するため。

○教育長 請願文の朗読は終わりました。

それでは、請願代表者の桜田栄一さんから請願の趣旨説明をお願いいたします。

○請願代表者 着席したままでよろしいですか。

○教育長 構いません。

○請願代表者 今日は、こういう機会をいただきありがとうございます。港区の教育を考える会・世話人の桜田と申します。

今、読み上げていただいたとおりの請願内容ですけれども、若干補足したいと思います。

請願事項の1は私たちが常々求めているもので、やはり現場の先生が自分たちの子どもの実態とか発達段階を考えて、こういう教科書がいいのではないかという、そういう意見を尊重していただくことが大切なのではないかというふうに思って毎回お願いしています。

2番、教科書のページ数が増えていること。私は数えていないのですけれども、ある人が調べたところ10%ぐらいページが増えている、過去20年で最大のページ数になっていると言っています。では、それはなぜそんなに増えたのかというと、子どもたちが、教科書ですから学ぶ内容が第一なのですけれども、その増えた中身というのを検討してみると指導方法とか学び方とか態度だとか、そういうようなわざわざ教科書に書かなくても済むようなことで、かなりページ数を割いているというようなことがあるようなのです。いずれにしてもページ数が増えるということは、教科書自体が厚く重くなる訳ですから、子どもの負担。判型なんかもより大柄になってきたりして、かなり重量が増しているということがあると思います。

3番ですけれども、そういう教科書で授業の流れを細かく規定している教科書がある訳です。これは、ある人が調べたことなのですけれども、例えば社会科の教科書で、課題をつかむ、調べる、

まとめるという随時の説明があるのですけれども、それはもう何をつかむのか、何を調べるのか、何をまとめるのかというのを、教科書を見ていくとそれは全部出ている訳なのです。そうすると、では、課題をつかむとか調べるとか言ってみたって、何かもうそれは教科書を見ちゃえばそこに出ているじゃないかということになって、子どもの自主性とかそういったものは二の次で、教科書に出ているとおりのことをなぞっていけば済んでしまうということで、これは指導する教師、あるいは学ぶ子どもを随分ばかにしているのではないかと実際思いました。

これはこういう傾向が多いので、今回の採択で、ではどれがどうかということまでは言えないのですけれども、やはりそういう傾向がある中でどうしたらいいかということだと思います。

4番。そこで教科書名を挙げたのは、港区では2年前に廣済堂あかつきを採択した訳ですけれども、今度は2年たって道徳教科書をそれぞれ8社とも今回は出しているのですけれども、特にあかつき版は内容がほとんど変わっていないということで、私も若干読んでみましたけれども、変わっていない。例えば2年前にかなり批判された「かぼちゃのつる」という教材もそのまま残っていて。「かぼちゃのつる」というのは、反省すると伸びるのをやめるのかなとか思わず思ってしまうのですけれども、そういうような書き方になっている。

あるいは今の「かぼちゃのつる」は1年ですけれども、3年で「百羽のツル」というのが出てきていて、落後しそうになったツルを百羽のツルが支えて飛び続けるというお話なのですけれども、そんなことは現実にはあり得ない話ですよ。

あと、あかつき版ではないけれども、ハイキングに行って大きな木があって、その木の幹に耳をつけたら水の流れる音がしたと。水の流れる音なんかしない訳なのですけれども、そういう非科学的なことを平気で書いている教科書があって、仮に擬人化するにしても程度というものがあるのではないかなど。私なんか海に行って貝殻を拾って耳に当てると潮鳴りの音がすると、よくそうやって遊んだものなのですけれども、何かそういった類のものが学習に、さも本当らしく使われてしまうというのは問題がありそうだなというふうに思っているのと、特にあかつき版、5年の版で「権利と義務」ということで、かなり義務を強調している訳です。

だから、本当に権利と義務というのがお互いに対比しているものなのかどうなのか、権利は権利で尊重されているはずなのではないかと思います。「義務」というのは、日本国憲法を見ると国民の義務というのは三つしかないのです。皆さんご承知だと思いますけれども、納税の義務と、子女に教育を受けさせる義務と、それから勤労の義務というのがあって、でも勤労というのは義務であると同時に権利であるとも書かれていますから、その勤労の権利が活かされるように、本来は国も考えなくてはいけないのではないかというふうに思います。いずれにしろ、国民の義務というのはそれだけなので、何かこういう道徳の本を見ると、何でもかんでも決まりを守れという感じに導かれていて、その決まりというのが、子どもたちが納得した上でできているものなのか、もう既にそれが存在していて、頭から守らなければいけないと言われているものなのか。そういったあたり、ちょっと疑問があります。

なお、8社のうち3社は別冊ノートというのがついていて、あかつき版は色々な設問について答

えるようになっている訳ですけれども、それを見ても内容を書くということは、かなり負担が大きいのではないかと思います。1時間の授業の中で十分話し合いをして、その後でそれを書いていくということが時間内に本当にできるのか。しかもそれが自己評価を書かせる訳ですから、本当にそれが望ましいことなのかどうなのか。これについて現場では1年やってみて、どうなのか。今年度使っている訳ですよ。現場ではどういう反応になっているか、そういうことも考慮していただきたいと思います。

さて、5番ですけれども、英語というのが小学校の高学年の教科として初めて入ってきて、教科書が出てきているのですけれども。私は小学校の教員を長らくやっていましたが、英語はどう教えるかなんていうことはよく分からないのですけれども、ある1社だけ、初めからどういうふうやっていくのだろうと思って、今回の展示会に行って読んでみたのですけれども、非常に多くの単語が出てくるのです。

指導要領によれば600語から700語を小学校5、6年のうちにマスターするというふうに言われていて、だから、1年間では350語。そうすると週に2時間ずつで年間70時間ですか、その中で350語を一つの学年でマスターすると、1時間ごとに五つの単語を覚えていかないといけないというので、読んだり書いたりするということはかなり負担になるのではないかなと思っています。まして、特に今度教科になる小学校で、英語の免許を持っている人は非常に少ない。では、どうやって教えるのかと。私が現役の頃は、教科の免許を持っていなければ教壇に立てなかったのです。無免許教科というのは教えられなかった訳です。それが何か、だから、その免許がなくても何かちょこちょこっと研修をすれば、もうそれで英語を教えていいということになってしまうと、その英語の中身というものが一体どういうことになるのか非常に心配です。

皆さんもぜひ英語の初めのところを読んでみてください。まず四つの季節を英語で覚えなさいといけません。次、12の月を覚えなさいといけません。それから1週間7日、七曜を覚える。それが割に早い段階で出てくる訳です。それを読んで、何月は何て言うのかとか覚えたり書いたりすることが本当に子どもにできるのでしょうか。そういうことだと結局、我々は英語産業がはやるのではないかと断言しているのですけれども、とにかく子どもの格差が生まれるのではないかと、それから教員の確保をどうするのだ。そういうような問題、英語を実施するに当たってはかなり色々な問題点があるように思うので、そのあたりを港区の教育委員会としてもかなり考えて進めていただいていると思っていますけれども、一層の配慮をお願いしたいと思います。

長くなりましたが、以上です。ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。

それでは質疑に入る前に、請願事項5番については具体的に来年度の実施に向けて教育委員会としての対応を確認させてもらいたいということですので、この点について事務局から説明をお願いします。

○教育指導課長 港区においては平成17年から国際化とか、英語科国際とか、または小学校英語活動をずっと行っています。その際にもう既に、どういう形でそういう免許のない教員をサポート

するかということで、カリキュラムそのものも教育委員会で工夫しながらつくってきたという経緯もありますし、企業と連携して外国人の講師、港区ではネイティブティーチャーと呼んでいますけれども一般的にはALTと呼んでいます。そういったものも入れて、そのサポートを受けながら教員とそのNTとの掛け合いをしながら進めるということで、かなり学校の中では定着をしておりますので、急にこれが始まったかのような捉え方をすると大変ですがけれども、もう既に始まっていますので、港区の教員はそこら辺については研修も十分に積んでいるという状況でございます。

以上です。

○教育長 分かりました。

○請願代表者 済みません、一言。ただ今度は教科になりますから評価も入ってくる訳で、今までとは事情が違う面があると思うのです。だから、その無免許の教員が本当に評価なんかをきちんとやっていけるのか、それはどういうことになるのかというふうな心配をしております。

○教育長 分かりました。それでは質疑に移りたいと思います。教育委員の方々、何かありますでしょうか。

○田谷委員 質問ですが、学校の先生方は実際、教科書をどのように使用されていますでしょうか。

○教育指導課長 先程の話だと社会科のお話が出てまいりました。社会科ですと、つかむ、調べる、まとめるというのは、どこも同じように社会科の指導法の中で出てきている項目です。いきなり教科書を使って、教科書を読んで進めるというよりも、社会科の場合には実際こういう課題がある、ああいう課題があるというのを子どもたちから意見を出しながら、何が課題なのかということを考えて絞っていくという活動をしているので、いきなり教科書を開くというような授業をする教員は今はいないです、社会科においては。

また、道徳なども、年間でこう例えば色々な計画を立てていく訳ですがけれども、国の方で示されているのは、主として自分自身に関する事、主として人に関する事、主として集団社会とのかかわりに関すること、主として生命や自然崇高なものに関する事というような大きな四つの観点があって、その中でさらに細かく、例えば自主・自律、自由と責任、思いやりと感謝、公正、公平、社会とか、あとは生命の尊さなどの22の項目があって、それを年間35時間の中で道徳の場合はやる訳です。それをどういうふうにやろうかということで、学校とか学年とか学級の実態に応じてその計画を立てる訳です。ただ、当然子どもたちの様子というのは経営されていく上でどんどん変わってくるので、その計画は計画でありますけれども、子どもたちの実態に応じてとか、例えばこういう行事でとか、こういうゲストティーチャーが来るからということで、組みかえたり色々なことをしながら柔軟にやっているということになりますので、教科書に縛られるというよりも、そのところは自分たちで考えていくのが教員の一番大事なことだというふうに捉えて港区の教員たちは進めています。

○田谷委員 今回お見えになっている請願者の方も、大変その辺のところをご心配されているようですので、重ねてよろしく願いいたします。それともう一点なのですが、特に4番の道徳の教科書の件があったのですが、私たち毎回教科書採択ではゼロベースで教科書全てに教育



委員として目を通してメンバーで協議をするような訳なのですが、そして最終的に採択をしていくという状況なのですが、今回もそのことに一切変わりはありません。ところで、今ご質問があった自己評価ということなのですから、この自己評価を書かせるということについて実際、現場ではどうなのでしょう。

**○教育指導課長** 教科書を使う場合もありますし、例えば先生がつくった自主教材とか色々なものもございます。当然、副教材ということで買っている冊子もございますので、そういったどんなものであっても子どもたちに自己評価も含め、振り返りを促すように、つまり自分自身はその授業の中でどんなことを感じたかとか変化があったとか、自分自身の成長に気づくようなということを狙いとして、その自己評価の部分は使っています。なので、最初から全ページ全部を書けということで縛っている訳ではありませんから、その子どもたちの様子とか時間の使い方とか状況に応じて教員たちは使えるようになっていきます。全て、冊子があるから全部書き込まなきゃだめよということではございませんので。またどこかで、家庭に持ち帰って家庭で親御さんと話す中でこういうことを書いてみようかと思ったことを書くとか、そういう使い方ですので、全て何か書かなきゃだめよというような指導はしていません。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、教育委員会としましては、東京都の教科書採択方針に留意しつつ、適正かつ公正に令和2年度から使用される教科書の採択を行ってまいりたいと思います。請願者の方々、ありがとうございました。

**○請願代表者** どうもありがとうございました。今日伺った中で、必ずしも全ページに記入しなくてもいいのだというようなことをはっきり言っていただけたのは、よかったです。ただ、それは現場にちゃんと、話し合っていてできているのかというのはまた次の心配ではあります。どうも余計なことを言ってしまい。ありがとうございます。

## 日程第2 審議事項

### 1 港区スポーツセンターの臨時休館について

**○教育長** それでは日程第2、審議事項に入ります。議案第44号「港区スポーツセンターの臨時休館について」説明をお願いします。

**○生涯学習スポーツ振興課長** それでは議案第44号「港区スポーツセンターの臨時休館について」ご説明いたします。

タブレット番号の3分の2をご覧ください。「港区スポーツセンターの臨時休館について」。

「審議内容」としましては「みなとパーク芝浦」の電気設備法定点検のため、下記のとおり、港区スポーツセンターを臨時休館するというものです。「臨時休館日」は11月16日、17日の2日間です。「理由」は「みなとパーク芝浦」施設全体の電気設備法定点検により、照明等が使用できなくなるためです。

次のページをおめくりください。3分の3になります。こちらは施設全体の作業工程を示してお

ります。

3分の2にお戻りください。「告示日」ですが、7月16日としております。「利用者への周知方法」項番4番でございますが、港区ホームページを初めとして記載のとおりの内容で利用者への周知を図っていきます。

補足説明なのですが、11月の休館日ということで告知が少し早いのではないかと印象を持たれるかと思うのですが、これについてなのですが、スポーツセンターのほか、野球場、ソフトボール場、フットサル場、武道場、テニスコート、全てにおいての団体利用の申し込みの流れとしましては、利用したい月の3カ月前に抽選申し込みをすることになっております。今回に関して言いますと、11月が休館日となりまして、11月に利用したいと考えている団体については8月の5日から20日の間に抽選申し込みをしなければいけないことになっております。ですので、7月の段階でまず、7月初めからスタートして利用者周知を図る必要があることから7月16日の告示日ということにしております。

説明は以上です。よろしくご審議の程、ご決定いただきますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○中村委員 利用者への影響を抑えるためには平日にやった方がよさそうな気もするのですが、休日をわざわざ休館日にするのは何か理由はあるのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 これは、なぜこの日にするのかというのは、みなとパーク芝浦を管理している芝浦港南地区総合支所の管理課の方に詳細を聞かなければいけないところだと思うのですが、施設全体の休館日で、土日にする必要性が何かしらあると思われそうですが、ちょっと今、こういう理由で平日にはできませんということがなかなか確実なお答えができないので、こちらについては確認の上、後程お答えしたいと思います。

○教育長 芝浦港南地区総合支所が併設されていて、それを平日閉鎖するというのは、スポーツセンターやリーブラを閉鎖するのとは違った意味合いがあると思います。

○中村委員 全体を休館しなければいけない。

○教育長 システムもありますので、書類を持ってどこかの支所で業務をやるという訳にはいかないと思います。

○中村委員 支所なども休まないといけないからということですね。そういうことですね、なるほど。

○教育長 やむを得ずだと思います。

○中村委員 なるほど、一体化されているからですね。分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第44号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第44号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 港区立みなと図書館への指定管理者制度導入について（案）

○教育長 次に議案第45号「港区立みなと図書館への指定管理者制度導入について（案）」の説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは、ただいま議題となりました本日の資料ナンバー2をご覧くださいければと思います。「港区立みなと図書館への指定管理者制度導入について（案）」ご説明をいたします。

先日6月21日の本教育委員会で協議をさせていただきました、7月5日の庁議で了承を得られたものでございます。

審議内容は前回の提出させていただいた、協議させていただいた内容と大幅に変わったところを主に説明をさせていただきたいと思っております。審議内容のところも、基本的に前回の教育委員会時には、経緯とか現状とか整理をした上で分かりやすい記載の仕方をすることと、いついつから指定管理者を導入するというのをちゃんと明確に書くべきだというふうにご意見をいただいたと思っております。

みなと図書館に設置している貴重本などを保管する大型の閉架書庫等の諸室を活用した業務が、令和3年度中、新三田図書館の開設により移転することに伴って、みなと図書館の業務を、図書文化財課が担う業務と指定管理者が担う業務とに整理した上で、令和4年度からみなと図書館に指定管理者制度を導入しますということで審議内容を整理させていただきました。

また、「これまでの経緯と課題」についてですけれども、図の方にも内容がずっと書かれておりましたので、図の方には事実経過を書いた上で、上の「これまでの経過」の部分については文字を起こしながら平成17年度からの経過を記載させていただいております。内容、企画内容は変わってございません。

続きまして1番（2）の「みなと図書館に指定管理者制度を導入するにあたっての課題」ということで、これについては庁議でもご指摘がございまして、下から2行目のところですが、現在みなと図書館は、図書文化財課職員がみなと図書館の職員を兼ねて運営をしていると。こうしたことから、みなと図書館に指定管理者制度を導入するためにはということで、次ページに移りまして、業務を図書文化財課が担う業務と区立図書館が担う業務とに整理する必要がありますよということで、明確に記載をさせていただいております。

あと、「みなと図書館の業務の整理」2番につきましては、こちらは特に（1）の「業務の整理の考え方」のところ指定管理者の制度を導入した場合はコミュニケーション等をしっかりとるべきとか、何が何を担うのかということを書きとるべきということであったとございます。

2行目のところで、全ての区立図書館への指定管理者制度の導入後も、公立図書館の役割として、児童、青少年、高齢者、障害者や外国人等の利用者に対するサービス、地域情報やビジネス、学習の支援など地域の課題に対応したサービスなど、多様なニーズに対応する資料収集や質の高い情報

を、専門性を持ちながらバランスよく安定的に利用者に提供していく必要があるといった状況から考えて、以下の業務の分担をさせていただくということで表にまとめさせていただいております。

この表の分け方は、記載は変わっておりませんが、中央部分に「みなと図書館に付加している業務」ということで、縦書きでそこを示させていただいております。そういった現在、中央館的機能と言われていたものを「みなと図書館に付加している業務」という、そういった表現の仕方です。今後の業務分担の方で図書文化財課が担う部分と新三田図書館が担う部分と、みなと図書館が担っていく部分ということで整理をさせていただきました。

次のページにわたりまして、推進体制については、変更はございません。

3番目の「みなと図書館への指定管理者制度の導入時期」ということで、みなと図書館は、他の区立図書館と同様の図書館業務を担うことになるということで、令和4年の4月を想定して、みなと図書館に指定管理者制度を導入しますということを明確に書かせていただいております。

「その他」というのは、新しく項目としては立てておりますけれども、「新三田図書館の運営」については、記載は変更ございません。

(2)の「今後、検討を要する事項」ということで、条例改正等について、要綱等の改正について必要なものを挙げさせていただきました。

最後の4ページの方ですけれども、「今後のスケジュール（予定）」につきましては記載のとおりです。変更はございません。

6番につきましては、今回新規に追加をさせていただきまして、「令和2年度からみなと図書館への指定管理者制度導入までのスケジュール（予定）」ということで、みなと図書館の方では指定管理者制度の導入の準備をした上で、協議・協定の準備、協定の締結ということと、研修をした上で指定管理者による管理運営が始まりますよということで令和4年度の欄の方に記載をさせていただいております。

下の新三田図書館につきましても関連する部分で、令和3年度の末に開館をする予定でございますので、移転に伴い3カ月程度休館をするのが三田図書館としてございますということで、そういった関連する事項をまとめて記載をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

「審議内容」の2行目の「令和3年度中の新三田図書館の開設」の「度中」というのは、予定だと思いますが、令和4年3月なのですか。そのように書いたらどうですか。「度中」とであると、かなり期間としては長いので、いつなのかとならないですか？

○**図書文化財課長** 実は、11月に竣工した上で12月にということで、最終的に3月になりそうだという計画にはなっておりますので、予定ということで書くことは可能かと思っております。

○**教育長** 3ページ目には「令和4年3月に開設する予定です」と書いてあります。

○**図書文化財課長** そうです、予定です。言っていることは3年度中ということと、3月は変わらないということです。

○教育長 「3年度中」になると令和3年4月から令和4年3月で1年間となります。

○図書文化財課長 境界としましては、令和4年の3月に開設する。

○教育長 「令和4年3月の予定で開設する」という記載ではどうですか。

○図書文化財課長 そうですね。

○教育長 それから1ページの下から3行目の「業務が混在しています」。「混在」というのは、違う意味合いにとられないですか。色々な業務をやっているということだと思いたしますが、どうですか。

○図書文化財課長 そうですね

○教育長 「混在」という言葉ではなくて、色々な業務を担っていますという表現にした方がいいのではないかと思います。

○図書文化財課長 様々な業務を担っていると。そういう書き方でちょっと考えさせていただきませう。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第45号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第45号については原案どおり可決することに決定いたしました。

### 日程第3 協議事項

#### 1 幼児教育・保育無償化に伴う保護者負担金等への対応について（幼稚園関係）（案）

○教育長 日程第3、協議事項に入ります。「幼児教育・保育無償化に伴う保護者負担金等への対応について（幼稚園関係）（案）」の説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは協議資料番号1、「幼児教育・保育無償化に伴う保護者負担金等への対応について（幼稚園関係）（案）」についてご説明いたします。

協議内容に入る前に少し補足いたしますと、幼児教育・保育に関しましては、その充実と財源をセットにした枠組みとして、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に開始されており、今回の無償化に当たってもこの制度を拡充する形で保護者に対する経済的負担軽減策が国から示されているところです。資料の記載順としては前後いたしますけれども、協議内容の囲みの下の項番1、「背景」の箇所をご覧ください。本年10月からの幼児教育無償化に当たり、国は、子ども・子育て支援新制度に「子育てのための施設等利用給付」を創設するなど、幼稚園在園児保護者に対する新たな負担軽減策を示していますと記載しております。

子育てのための施設等利用給付を創設するとはどういうことかと申しますと、従来港区内の私立幼稚園のように、私学助成に基づいて運営される幼稚園、または幼稚園で実施されている預かり保育などにつきましては、子ども・子育て支援新制度の枠外でございました。今回の無償化に当たり、そのようないわゆる私立幼稚園在園児に対する部分も子ども・子育て支援新制度の範囲に取り込み、

財源を明確にするために、子育てのための施設等利用給付という仕組みを国が創設しております。この仕組みの中で、国が幼稚園在園児保護者に対する負担軽減策を示していることを受けて、区ではこれに対応するとともに、これまでの区の実施を踏まえた負担軽減策を実施してまいります。

囲みの中に記載した「協議内容」をご覧ください。「協議内容」項番1(1)「区立幼稚園の子育てサポート保育」、(2)「子ども・子育て支援新制度移行私立幼稚園の保育料、預かり保育及び給食費」、(3)「子ども・子育て支援新制度未移行私立幼稚園の預かり保育及び給食費」に関しては、先程申し上げました国による子育てのための施設等利用給付などに示された負担軽減策どおりに区も対応することについてお諮りするものです。

「協議内容」項番2は、子ども・子育て支援新制度未移行私立幼稚園（港区内の私立幼稚園全園が該当）の保育料に対し、国による子育てのための施設等利用給付に上乗せして、区独自の保護者向け補助金を交付するとともに、新たに入園料に対する補助金を交付することについてお諮りするものです。

「協議内容」項番3は、項番1、項番2とは異なり、保護者に対してではなく、幼児教育・保育無償化に伴い、港区内私立幼稚園の事務負担が増加することを踏まえ、港区私立幼稚園連合会に対して交付している繁忙期対応の補助金を増額する、この対応についてお諮りするものです。

項番2以降に無償化後の対応をそれぞれ文章化しておりますが、全体の把握がしにくいと思いますので、別紙1に幼稚園関係の無償化前後の対応を一覧化しております。別紙1、タブレットでは9分の5です。

この資料では、現行の対応と無償化後の区の対応をまとめておりますが、無償化後に区独自の負担軽減策を実施するものについては、太字としております。それ以外の部分は国が示す負担軽減策どおりの対応をしていくことを考えております。

初めに、区立幼稚園の保育料についてです。こちらは既に教育委員会でご審議いただき、第2回区議会定例会で条例改正済みでございますが、無償化後は全ての所得階層で保育料を0円といたします。

区立幼稚園の子育てサポート保育については、年間利用は所得階層に応じて月0円～8,000円、一時利用は月額800円という利用料自体は変更いたしません。保育の必要性のある子どもの利用に限り、月額450円、月額11,300円を上限とした助成を行います。

また、下部欄外の※に記載しましたように、子育てサポート保育や預かり保育の提供時間数等が十分な水準でない場合、具体的には幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、教育時間を含む預かり保育の提供時間が8時間未満、または開所日数が200日未満の場合については認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。

区立幼稚園の子育てサポート保育は、この「提供時間数等が十分な水準でない場合」に該当いたしますので、このため、子育てサポート保育と合わせて認可外保育施設等を利用する場合は給付上限額、月額11,300円から子育てサポート保育利用に対する給付額を差し引いた金額まで認可外保育施設等の利用分も給付いたします。

次に、新制度移行私立幼稚園での保護者負担金への対応でございます。こちらは港区内には該当園はございません。保育料については区立幼稚園と同様に全ての所得階層で0円といたします。こちらは教育委員会規則を改正し、対応をいたします。預かり保育についても、利用料は各園が設定いたしますが、助成に当たっての対応は区立幼稚園と同様です。預かり保育の提供時間数なども各園異なってまいりますが、先程申し上げた水準を満たさない場合は、認可外保育施設等の利用が無償化の対象といたします。給食についても実施、未実施は園によって異なりますが、実施している園に在園している場合、無償化後は年収360万円未満相当世帯、または第3子の副食費について免除いたします。

次に、新制度未移行私立幼稚園、港区内の私立幼稚園のところの保護者負担金への対応でございます。これについては保育料に関して区独自の負担軽減策を実施する方向ですので、少し詳細にご説明いたします。

未移行私立幼稚園での保育料では、表の真ん中の少し下、「現行」の方の欄に記載してありますが、従来港区では就園奨励費補助金と保護者補助金の二つの補助制度を実施しております。就園奨励費補助金は所得階層や子どもの人数に応じた支給でございます。所得制限もございません。保護者補助金は公立私立の保育料較差を是正するための補助金として、所得などに関係なく、一律月額23,200円を支給しております。低所得世帯や多子世帯である場合、就園奨励費補助金及び保護者補助金の両方が支給されておまして、最高で現状月額約48,900円が支給されています。この体系を無償化後は右のように変更する予定です。現行の就園奨励費は、無償化後は国が示す施設等利用給付というものへ変更いたしまして、それに伴い所得制限などはなくなり、一律月額25,700円を支給することになります。

一方の保護者補助金をどうするかということについては、そちらに所得階層や子どもの人数に応じて月額7,700円～23,200円というふうに記載しておりますけれども、資料本文の方でもご説明しておりますので、恐れ入りますが資料本文の2ページ目の項番4、(1)のイの部分をご覧ください。イの第一段落でございますけれども、区では、従来から、公立私立幼稚園の負担較差をなくし、保護者が公立・私立を問わず、幅広く幼稚園を選択できるようにするため、公立私立幼稚園の保護者負担の較差解消に取り組んでおり、現在も区内私立幼稚園の平均保育料と区立幼稚園の保育料の差額、月額23,200円を保護者向けに補助しております。幼児教育・保育無償化に当たっても、この公私較差解消の考え方は継続いたします。

理由として、区内の私立幼稚園の保育料は全ての園で月額25,700円を超えており、また、区立幼稚園保育料が無償化に伴って0円になることにより、国の対応に基づく一律月額25,700円を支給しても公私較差は残ることから、具体的には月額7,700円を上限とした補助金を交付いたします。詳しくは、別紙3で図示しておりますので、タブレット7の方をご覧ください。

資料の右側、「無償化後」をご覧ください。私立幼稚園の平均保育料は令和元年度時点で、図の右上に表示しました月額33,400円です。区立幼稚園保育料は繰り返し申し上げますけれども、図の右下に表示しているように0円になります。つまりこの図の高さが公私較差という形に

なります。国の施策に基づき、月額25,700円は一律で支給しますので、なお残る、区立幼稚園との保育料の差額は図では、タブレットではオレンジ色で表示しています部分、金額としては5,900円と1,800円と記載してあります、合計の7,700円になります。これを区独自の負担軽減策として補助してまいりたいと考えております。この7,700円のところに、都1,800円とありますけれども、都の方の上乗せの補助がありますので、差額7,700円のうち1,800円は都の補助、残り5,900円が区の補助という形になります。合わせて7,700円という形になります。1人当たりの支給月額を拡大いたしますけれども、国及び都の負担分は増加いたしますので、区の実質負担は軽減されることとなります。資料左下にこれからご説明する入園料に対する補助金分を含んだ算定になっているのですけれども、無償化後は区の実質的な負担としては年間で202,000千円程、減となる見込みです。

恐れ入りますが、資料本文にお戻りください。2ページ目、項番4の(1)のイの最後の3行のところ。「また」から始まる部分でございます。低所得世帯や多子世帯への対応でございますが、先程ご説明差し上げたとおり、低所得世帯や多子世帯は現状最高で月額48,900円が支給されています。この負担軽減策については継続いたしまして、無償化後もこれまで交付されていた額を上限に補助金額を上乗せして交付してまいります。

続きまして、ウの「入園料に対する補助金」についてです。従来、港区では入園料に対する補助金の交付は行っておりません。しかし、入園料は私立幼稚園入園に際して必須の負担金である実態や、既に東京23区中20区が実施していることを踏まえ、幼児教育・保育無償化に当たり、新たに補助金を交付し負担軽減を図ることといたします。

参考としまして、港区以外の未実施は千代田区と中央区ですが、中央区には私立幼稚園がありません。なので、私立幼稚園が存在する区では、港区と千代田区の2区が未実施状態になります。

資料3ページ冒頭でございますように、入園料補助については、他区の補助金額は30,000円から110,000円までとさまざまです。保育料への補助も含めた各区の状況を踏まえて決定されているものと思われます。港区では、従来から保育料に対する補助を充実しておりますし、また、入園料補助金は全額区の一般財源で負担することになりますので、財政負担を考慮し、入園料全額ではなく、かつ段階的に増額していくこととしています。

具体的には、令和元年度の平均入園料の3割程度となる30,000円を補助金とする予定なのですが、令和元年度の入園児童保護者へは10,000円、令和2年度の入園児童保護者へは20,000円、令和3年度以降の入園児童保護者へは30,000円を上限とした補助を実施いたします。

(2)(3)でございます、「預かり保育」と「給食費」についてですが、こちらについてはこの未移行の私立園についても区立幼稚園や新制度移行をした私立幼稚園等と同様に対応いたします。先程のご説明とほぼ同様です。ただし、給食費について新制度移行幼稚園、新制度に入っている幼稚園については免除というふうになっていますけれども、未移行の幼稚園では月額4,500円を上限とした給付というふうになります。



次に項番5、「区内私立幼稚園の事務負担に対する補助金」についてです。幼児教育・保育無償化に当たり、新制度未移行私立幼稚園にも各種申請の経由事務が発生し、事務負担が増えることが見込まれています。今回、幼児教育・保育無償化に当たっては新制度未移行の私立幼稚園に対して、この点について国からの補助などはございません。こうした状況を踏まえ、区内私立幼稚園の事務負担に対し、区として支援を行うため、14園分で1,367,000円の助成を行う予定です。

4ページ目、項番6「財政負担について」でございます。区立幼稚園の歳入減分です。区立幼稚園の保育料が0円になることに基づく歳入減分や区独自の負担軽減策については、区が一般財源で負担しますが、それ以外については記載の割合により、国や都の負担がございます。また、下の方に※がございますけれども、令和元年度分は国から「子ども・子育て支援臨時交付金」が交付される予定もございます。参考として、臨時交付金を見込んだ令和元年度の財政負担想定では、区の実質負担は326,000千円程度となります。164,000千円程度は実質の負担は減となる見込みです。

また、臨時交付金は入園料補助の経過措置が終了した平年ベースですが、区の実質負担は357,000千円程度となる想定です。無償化がなかった場合は490,000千円程度を負担していますので、133,000千円程度、実質負担は減になる予定です。詳細は別紙4で添付しておりますので、後程ご確認いただければと思います。

また、項番7「実施の時期」は令和元年の10月でございます。

最後に項番8「今後のスケジュール（予定）」でございます。本日の協議でご了承いただきましたら7月19日に庁議、その後日程の都合上、持ち回りの審議となりますが、審議いただいた後、7月26日の区民文教委員会へ報告予定でございます。委員会報告終了後、広報みなど、ホームページ等での周知を開始いたします。

説明は以上でございます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

大事なところなので、別紙1の欄外の※についても一度詳しく説明していただけますか。

○教育企画担当課長 はい。この無償化後の預かり保育については、例えば区立幼稚園で預かり保育を利用した後に認可外施設にも預けるとかという場合について無償化の対象にしますよというふうに考えています。その趣旨としては……。

○教育長 何で預かり保育の後に認可外保育施設に預けるのか、時間だと思いますが、どうですか。

○教育企画担当課長 そうです。

○教育長 このぐらいの時間で終わるので、その後も保育が必要なので認可外に預けるということですか。

○教育企画担当課長 そうですね。

○教育長 そこまで説明してくれると分かります。

○教育企画担当課長 すみません。

○教育長 お願いします。

○教育企画担当課長 2時から4時半までが子育てサポート保育の時間ですので、その後も仕事があつて、認可外を使わなければいけない場合は外に預けるといふ形になります。そういった方を対象として、子育てサポート保育以外の認可外施設の分についても無償化の対象にしますと。ただ、11,300円月額という縛りがございましてという制度になっています。

○教育長 それで「提供時間数等は十分な水準でない場合」といふのが今のことですね。

○教育企画担当課長 そうです。

○教育長 この点が少し分かりにくいです。

○教育企画担当課長 そこは少し補足といふか丁寧に書き直します。

○教育長 4ページの6の財政負担の(1)の区立幼稚園のところですが、「保育料の歳入減分については、全額区の一般財源で負担します」とありますが、「歳入減」を一般財源で負担するといふのはおかしい表現です。

○教育企画担当課長 そうですね。

○教育長 (4)は補助金なので一般財源で負担します。これは正しいですが、歳入の減を一般財源で負担するといふことはないので、表現として正しくないです。

○教育企画担当課長 分かりました。ここは修正をいたします。

○教育長 いかがでしょうか。

○薩田委員 先程、無償化後の預かり保育の提供時間数などのお話がありましたが、2時半から4時半といふのは、公立、港区立の幼稚園の場合ですね。私立の場合も、ある程度保育サポートがあると思つたのですが、私立も同じように無償化になるのでしょうか。

○教育企画担当課長 私立についても預かり保育を実施している場合については、今私の方で調べているところでは、先程も申し上げた提供時間数等が十分でない場合、200日未満であったりとか、教育時間を含めて8時間未満といふふうに全部該当するといふので、港区内私立幼稚園についても、この預かり保育のところについては無償化の対象になります。お仕事をされている場合については。

○薩田委員 分かりました。

○教育長 ほかによろしいですか。よろしいですか

それでは、この案件は以上とさせていただきます。

#### 日程第4 教育長報告事項

##### 1 令和元年第2回港区議会定例会の質問について

○教育長 日程第4、教育長報告事項に入ります。「令和元年第2回港区議会定例会の質問について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、教育委員会報告資料のナンバー1、タブレットの方の05番の方をご覧ください。第2回港区議会定例会でなされました質問の内容についてご紹介します。

代表質問が6本、一般質問5本で、全部で11の質問になります。そのうち、オリ・パラ関係が

2問、通学路の安全点検に関する質問について3問ありますので、それぞれ1本ずつご紹介をさせていただきます。

初めに3ページ目の方をご覧ください。自民党議員団を代表して清原議員から「誰もが楽しめるスポーツ活動の推進について」という質問をいただいています。質問の要旨については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、子どもから高齢者まであらゆる世代の人たちが、「する」「みる」「支える」スポーツ活動を気軽に楽しめるよう、どのように推進していくのかというような質問です。

答弁としましては、オリ・パラ大会に向けて、お台場学園でのトランポリン競技のオリンピック選手やイギリスの体操チームを招いてのスポーツ教室等を開催する事業などを紹介しまして、「する」きっかけの場を提供しているということを回答しています。

また、今年開催されるラグビーワールドカップの期間中に飲食しながら試合観戦や競技体験ができるコミュニティライブサイトを実施して、「みる」スポーツの機会を創出していることを紹介しました。また、スポーツボランティア育成事業では、新たに、普通救命講習やリーダー経験者向けのコースを設け、「支える」担い手の養成をしております。

今後とも、生涯を通じて、「する」「みる」「支える」スポーツ活動を楽しむことができるよう、取組を一層充実してまいりますという答弁をいたしております。

続きまして、大津などの子どもが犠牲となる事件が相次いだことで、いくつか通学路などの関係でご質問をいただきましたけれども、一番最後、8ページをご覧ください。街づくりミナトの玉木議員さんからの「通学路における登下校誘導員による見守りの強化について」というご質問です。

要旨としましては、通学路の状況はそれぞれ地域で異なっているので、地域の実情を考慮して、登下校誘導員による見守りの強化をご検討いただきたいというご質問です。今、教育委員会事務局の方では、各学校の通学路にシルバー人材センターに委託をしまして登下校誘導員を配置して、子どもたちが安全に信号を渡れたりするようにサポートを行っている事業ですけれども、こちらの強化をというご質問です。

答弁といたしましては、登下校誘導員は、学校やPTA、総合支所、警察署などととも春と秋に通学路点検を実施しまして、その結果交通量とか道路の状況を考慮して配置しているところです。登下校誘導員については、より地域の実情に応じた配置となるよう見直しを進めるとともに、誘導員の方を対象に実践的な危機回避に役立つ交通安全研修を実施していきたいと考えています。また、今後も通学路点検結果を踏まえ、安全対策について警察署等関係機関と協議を進めるなど、通学路のさらなる安全確保に取り組んでまいりますという答弁をさせていただきます。

補足ですけれども、区的生活安全担当部局とも協力いたしまして、警察署の方に通学路あるいは私立幼稚園のバスの経路等の情報も提供をして、警察の方も朝の通学時間帯の見守りなども実施していただいている状況をあわせてご報告させていただきます。

簡単ですけれども、私の方からは以上です。

○教育長 説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

○**田谷委員** この7ページ目の福島議員からのご質問で、白金のことが出ているのですけれども、非常に狭い道路です。

○**教育長** 拡張の予定があったと思いますが。

○**田谷委員** 私もこちらを拝見して、この福島議員の件が気になっていて、その前から白金のこと、私がPTAをやっていた時もこのことが問題になっていましたし、さらに小中一貫校で児童・生徒の数が増えるということでの問題になっておりました。ただ、昨年ぐらいから、東京都の方から、もともとあそこは都道で、拡張の予定があるということで、そういう説明会等もございまして、将来的には広くなるようなのですが、まだ早急に広くなるという状況ではなくて、現在、道路事情の測定をしている段階であるというふう聞いております。したがって、まだまだ当分の間は厳しい状態で、ここに書いてあるように、子どもが車道にはみ出すということはないと思いますが、私も見ていて。ただ、大人の人が車道側にはみ出すというような可能性はあると思います。特に学校の前の信号があるのですが、あそこが一番ピークかなというふうには思っております。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 2 港区スポーツセンタープールの休止について

○**教育長** 次に「港区スポーツセンタープールの休止について」説明をお願いします。

○**生涯学習スポーツ振興課長** それでは「港区スポーツセンタープールの休止について」ご報告いたします。

港区スポーツセンタープールにつきまして、水抜きによる安全点検、清掃、コーキング補修のために、スポーツセンターのプールを休止いたします。休止日は10月21日から10月25日までの5日間としております。タブレット番号2分の2に5日間の工程が示されています。

それで、下の赤い字で「備考」とあるのですけれども、メインプールにおいては、排水に約7時間、給水に約20時間、サブプールにおいては、排水に約5時間、給水に約7時間かかります。メインとサブ同時に排水と給水できないために、あとはそのほかに清掃や点検を行うために例年5日間を必要としております。

2分の1の方にお戻りください。「告示日」「利用者への周知方法」は記載のとおりとなります。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしく願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。ご質問をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 日程第2 審議事項

### 3 港区教育委員会事務局一般職員の退職について

○**教育長** それでは、これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

○教育長 本日の予定は全て終了しましたが、委員または説明員から何かありますでしょうか。よろしいですか。

○山内委員 そろそろ学校は夏休み、夏季休暇が近づいてきましたけれども、教員の働き方改革という中で言うと、夏休みの期間中の教員の過ごし方というのでしょうか、それも少し色々な工夫ができるのではないかというのは前々から色々な場に出ていますけれども。特に、つまり無理して毎日出てこなくても休み、その休暇を使って自分の研究とか勉強とかそういうことに、見聞を広めるとか積極的に使えるように変えようと。そういうのを使いやすい雰囲気、どう使っていかというのには課題だと思えますけれども、何かそういうことでなさっていることとか、考えていることとかあれば、教えていただければと思います。

○教育長室長 各学校の方で、学校によって期間とか日程に若干違いがあるのですけれども、お盆の頃を中心に、閉校時期というものを大体1週間ぐらい設定をさせてもらっています。その時にできるだけ集中して、夏休みとか普段取れない有休を取得していただくような形で促していきたいと思っています。その期間も学校の交換便もとめまして、書類のやりとり等がないように、休みやすいような雰囲気をつくり、今年一層の取組を行ってまいります。

○教育長 ほかにいいですか。

○教育指導課長 まだ取り組み始めなのですからけれども、東京都教職員研修センターの方が、副校長から校長になると研修会がありますよね、それが今まで1カ所で集められていたのです。それをネット上でできるように、つまり往復の時間がなくなるようにとか、そういうことも考え始めています。

それから港区教育委員会としてはテレビ会議のシステム、Microsoft Teamsというもので、昔だとSkypeといったもの。わざわざどこかに集まって、例えば授業研究のための準備をしなきゃいけないではなくて、テレビ会議の状態ですりとりができますし、データもその場で、そのTeamsで送れるのです。しかも、そのTeamsは全部録画されて、参加できなかった人は後から見られる。今までだと記録をつくって渡さないといけないという手間があったのですけれども、それだけあれば要点だけでも見られるとか、そういったこともテクノロジーを使って入れるということで今、準備をしているところです。そういった形になれば、自宅にしながら研修を受けるといったことも将来的には可能になる可能性もあるということで、東京都の方も少し検討に入っているということで、決定ではないですが、検討に入っていますので、そういったこともあわせて港区もそれに合うような形ができればと考えているところでございます。

以上です。

○教育長 夏休み中、部活を持っているかどうかで違うと思いますが、連休は取っているのですか。

○教育指導課長 連休の前に、日頃の土曜日の振替をまず取得しなくちゃいけない。夏休み5日間、絶対取らないといけない。振替があつて、それも5日ぐらいたまる訳です。多い人で5日、少ない人で3日ぐらいたまってくる。あと、当然行事の時の宿泊とかも振り替えていかなきゃいけない

ということがありますから、それだけでもう閉庁日終わってしまうのです。それプラス部活動がない方でよく見ているのは、校長先生が多いのですけれども、海外へ行こうという校長先生方は結構いるので、雰囲気としては、そういうことをやろうと。ただ、部活動をやっている教員はどうしてもこの時期に予選があるとかとなると、どうしても限られてしまう。そこで日程を食ってしまうというのと、当然のことながら主力である2年生が夏季学園だとか色々なことであるので、そこが部活動できないからとかいうことで、色々なことが影響し合っているというのは間違いないです。

あとは部活動指導員と顧問の間で、この日とこの日で調整して「じゃあ部活動指導員やってよ」「じゃあ私やるから」ということで、お互い補い合いながら日数をうまくやるとかというところは、やれてきたかなとは思っているところです。

○**教育長** それぞれの教員によって、夏休みといえども負担が違うではないですか。

○**教育指導課長** 違います。

○**教育長** そういう中で、例えば教育長名でこの夏休み中、長期休業中に積極的に連休を取ってくださいというような通知を出すことで、先生達の背中を押すことになるではないですか。

○**教育指導課長** 連休を取ってくださいというよりも、要するに我々、研修と修行に努めているのが教員の役目ですけれども、それが要するに今は学習指導要領とか限られたものだけではなくて、子どもに還元できるものは、多分教員の色々な社会経験とか文化体験とかそういうことも子どもたちに還元されるんですという中であつた時に、研修としては命じてやることはできないけれども、そういったことを積極的に連休を取られてやったらどうですかという促しは、ああそうだなというふうな教員の同意というか、頷きにつながるものはいいのではないかなと私は思うのです。無理して休みたいになると、部活が忙しいんだよとちょっと反抗的になる教員がいるかもしれないし、初任者なんかは、「初任者研修さえなければ私休んだのに」と言われたりとか、そのバランスが難しいですけれども。そういったところで教員のさまざまな経験が子どもたちに還元できるので、積極的に色々な体験を夏休みの時間を使ってみたらどうですかというのがいいのだと思います。

○**教育長** 通知で後押しになるのであれば、それはどんどんやってあげた方がいいと思います。少し考えましょう。

○**山内委員** そこで質問です。そうしますと例えば、学校を休んで家で何か勉強していたりという時は、それは休暇扱いになる。休暇を取らなきゃいけない。それとも、それは要するに休暇を取らなくてもそういうことって認められるのですか。

○**教育指導課長** かつて教員はそういったことで自宅研修というのが認められておりましたが、同じ公務員でありながら、自宅研修を本当に一生懸命やっている方もいるのですが、一部の方が洗濯をしたり、隣に住んでいる教員は夏休み中に勤務時間のはずなのに自宅にいて買い物をしたりしているなどで批判を浴びまして、一切なくなってしまっております。今一つ考えているのは、タブレットです。自宅に持ち帰るタブレットを東京都も始めていますけれども、持って帰って自分が研修して、こうやってつくったりするではないですか。そういったものが履歴で残ってくれば、それは研修していると捉えてもいいのではないかと、ネット上で何か調べているのは捉えたらいいので

はないかとか。全部履歴も残りますので、そういったことは検討に入りつつあるというのが今の状況です。

○山内委員 一番もったいないのは形だけ学校に来ているみたいな状態です。義務的に来ていて、要するに休暇を取る訳ではなく来ていてというのは非常に時間としても使えない。ですから、それだったら積極的に旅行に行くのもいいし、図書館に行くのもいいし、自宅で部屋にこもって本を読むのもいいし。そういう自由度をどうつくってあげられるかということだと思っております。先程のお話だと、色々な休暇の振替だけでも結構実質的には使い切れなくて、そういう実際重要度のある使い方ができていると認識してよろしいでしょうか。

○教育長 大丈夫ですか。

○教育指導課長 逆に振替が取り切れないという教員がいて。今、宿泊で夜泊まっている時間というのは、まとめてその振替ではないのですけれども、何か月以内に消化をしなければいけないというルールがあります。もちろん、今日1時間早く帰るとか細かくそういったことを夜の時間、勤務している時間、それを消化していつている教員もいるのですけれども、部活動があるから帰れないとか、今日会議あるから帰れないとかというところが、一定期間しかその振替が認められていないので、それを超えてしまうと、それはもうなくなってしまうのです。何時間残っていても、何十時間残っていても。というところが、なかなか教員にとっては「もう少し期間があれば夏休み取れるのに」という声は聞こえます。夏休み直前に宿泊行事をやったところは、当然夏休みの中で十分に使えるとかというところで、言葉は悪いですがけれども、有利不利みたいな感じのところは実態としてあります。

○山内委員 それは例えば、港区は特別にこういうルールでやりますというのはできないのですか。

○教育指導課長 東京都の職員ですので、東京都のルールが変わらない限りは、それはできないということになります。身分上の問題になります。

○教育長 幼稚園教諭はできるでしょう。

○教育指導課長 幼稚園教諭は、できます。ただ、幼稚園教諭は宿泊行事がありません。

○山内委員 やはりなかなか学期中に勤務時間を減らすというのは難しい部分がありますけれども、その分、長期の休暇をできるだけ自由度を上げて、その中で最良の生活ができるようにするというだけでも随分、教員のワークライフバランスあるいはメンタルヘルスもそうだし、仕事へのモチベーションも違ってきますので、ぜひ、そういう柔軟に活用できる雰囲気をつくっていただきたいと思っております。

○教育指導課長 10年に一度の教員免許更新も夏休みに取らざるを得ないのです。そこに当たっている年は、休むどころか2年間にわたって大学へ行って単位を取得するというのも、教員に今、かつてなかった夏休みの業務として増えているというのはお伝えしておきます。

○教育長 それも見直しをしてほしいというのは結構出ていますね。

○教育指導課長 出ていますが、なかなかそれは。相当のお金をかけて大学の中で教員の免許更新の制度をつくっていったので、それをなくすと大学の職員室の変更とか色々なことが起こってくる

ので、相当時間がかかると思います。

○**教育長** 今、山内先生のお話の中でちょっと情報提供をした方がいいのかなと思うのは、例のメンタルヘルスをやり始めたではないですか。あれは、校長会で面接等、かなりやり方を変えましたね。

○**教育長室長** 勤務時間が長時間に及んだ方の面接指導の方を変えました。

○**教育長** そうですね。実際に、こんな状況だったのでこのように変えたというのを口頭でいいので、少し先生方に説明していただけますか。

○**教育長室長** 4月、5月、6月については、100時間を超えた人は治療度のチェックリストをやって頂きました。6段階なのですけれども、一番疲労度が高い6がついた人については原則、面接指導を受けてくださいということにしましたが、やはり色々校務で忙しいというようなこともあって、1人受けるか受けないかという状況だったのです。それで、面接指導をお願いしている医師会の方からも、実効性がこれでは担保できない、見直した方がいいというお話があったので、100時間を超えた方については、チェックリストは受けてもらいますけれども、点数の如何にかかわらず、必ず面接指導を受けてくださいということにしました。ただ、そうすると30人以上の人が対象になってしまって、今度受け皿がなくなってしまうのですけれども、朝の時間、結構早く通勤の事情とかで来ている方もいらっしゃるの、朝の時間帯を除いて、夜、校務、授業を終了後、夕方残っている時間のみをカウントすることにしました。そうすると、ちょうど月当たり2、3人という数字になってきますので、その方については必ず受けていただくようにということで今、学校の方にもお願いをしているところです。今月からそれがスタートして、お1人、ちょっと移動教室で不参加者、どうしてもという方がいらっしゃいましたけれども、基本受けてもらえるように今、変えています。

夜の時間帯だけカウントしたのは、やはり夜遅くまで残っている方が、疲労度が翌日たまっていくだろう、蓄積していくだろうということで、そういう対応をさせていただいています。

今後は教員の正規の勤務時間、超過勤務の捉え方が決まってくれば、またそれに応じてそこは見直していきたいと思っていますけれども、今の時点では、まだ区レベルではそこまで決まっていないので、とりあえず今はそういう対応をとらせていただいています。

○**山内委員** メンタルヘルスの点から考えると、確かに夜遅いというのも負担ですけれども、一般企業と違うのは、学校の教員は朝の出勤時間が非常に早い人が多いようです。生徒が来るよりも前に。そうすると結局、何が一番問題なのかというと、睡眠の時間が非常に短くなって、十分な睡眠を確保しがたいという人たちも出てきますので、そういう意味でやはり単に朝を外して計算するといっても、実際生徒が来る前に来て、生徒の相手してということを見ると、朝も含めておかなければいけない。ただ、実際の面接の対応としては受け皿との関係で、どう見ていくかということを考えていただければと思います。

あとは、まだメンタルヘルスの窓口をつくっても、あまりまだ相談はない。

○**教育長室長** お1人、今月、実は面接指導を受けた中で、医師の方から、そちらのところの相談



を受けた方がいいというアドバイスをいただいて、今月受けていただく方はいます。

○山内委員 色々な形で、こういう港区としての枠組み、今用意しているものを色々な形で教員の方々に周知して、安心して使ってもらえるような雰囲気をつくっていくというのも大事だと思いますので、よろしくお願いします。

○教育長 校長、園長の方から促していくということも必要ですので。自分の判断だけではなくて。

○山内委員 そうですね。

○教育長 ほかによろしいですか。

「閉会」

○教育長 それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を7月23日火曜日午前10時から開催予定ですので、よろしくお願いいたします。  
お疲れさまでした。

(午前11時21分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 山内 慶太